案件に関連する指摘・対応状況

問題解決済

国名：案件名
ツバル：海面上昇に対するツバル国の生態工学的維持（SATREPS）
（1）問題・指摘の概要
2016 年度の事後評価にて、妥当性、有効性・インパクト、効率性は中程度であったが、持続性については先方政府の本事業に係る研究・モニタリングの継続体制が整備されておらず、また必要な予算も配分されていないことから、体制・財政に重大な問題があると。して、総合評価「D」となった。
（2）原因
事後評価により指摘された事項を踏まえ、以下が原因として挙げられる。 （体制面） ツバルには高等教育機関がなく、本事業の C/P となった水産局や土地測量局は政府の行政機関であり、もともと研究のマンデートを有していなかったため、研究体制をほぼゼロの状態から構築する必要があった。 しかし、人的・財政的なリソースが限られる小島嶼国において共同研究を実施すると同時に、プロジェクト終了後の実施機関の継続体制を構築することは極めて困難であった。これに伴い、プロジェクト終了後、供与機材の一部は利用されていなかった。 （財政面） 終了時評価報告書で指摘された研究継続のための予算要求が実施されておらず、本事業の研究に関連するモニタリングに予算が配分されていなかった。
（3）これまでの対応及び現状等
2017 年 7 月に本部から調査団を派遣し、関係機関の次官及び局長クラスに対して課題及び原因を共有の上、以下二点を申し入れるとともに、レターを後日送付した。 ・ 本事業の成果として提案された砂の生産・運搬・堆積を促進する生態工学的な海岸保全策のうち、砂の堆積を促進する「養浜工法」については、2018 年 5 月に完了した開発調査「沿岸災害対応のための礫養浜パイロットプロジェクト」案件やツバル政府が実施する海岸保全事業で採用され、一定の成果が確認されていることから、今後ツバルで実施する海岸保全プロジェクトでも工法の一つとして積極的に活用してほしいこと。 ・ プロジェクトで供与した研究機材について、未だ継続利用が可能な物品については本来の使用目的に限定せず可能な範囲で有効活用してほしいこと。 2018 年 1 月に現地訪問した調査団により、2017 年に新設された水産局庁舎の研究施設に供与機材が移設されたこと及び今後、水産局が実施する研究活動において可能な範囲で機材を使用する意向であることを確認した。
（4）今後の対応・教訓等
SATREPS 事業の今後の教訓として、以下に留意する必要がある。 ・ JST の選定委員会や事前評価時に、カウンターパート機関の研究能力水準や所掌業務を把握し、採択時の審査において考慮する。 ・ 案件の形成段階において、共同研究を通じて研究の継続及びモニタリング体制の構築が可能であることを確認する。 ・ 研究リソースの乏しい島嶼国では、事前評価時点で第三国の研究機関の参加を詳細に検討し、実施機関と協議の上、実施計画に盛り込み、事業期間中にフォローアップする。